

大口町団体活動総合補償制度取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に活動の拠点を置く団体が行う団体活動中の事故について、大口町団体活動総合補償制度（以下「団体活動補償制度」という。）をもって補償することにより、団体の主体的な活動を応援し、団体活動の継続と発展を願うとともに地域社会の活性化と円滑な地域運営に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 町内に活動拠点を置き、地域社会の活性化や円滑な運営、課題解決のために住民等（町外居住者を含む。以下同じ。）により自主的に構成された営利を目的としない団体
- (2) 指導者 団体において、団体活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者
- (3) スタッフ 団体の構成員、指導者の補助員等団体活動の実施に伴ってその運営に従事する者
- (4) 参加者 団体活動に実際に参加する者（観覧者及び当該活動によるサービスを受けるだけのものは含まない。）
- (5) 団体活動 団体が行う別表に定める活動で、本来の職場を離れて自由意志で行う継続的、計画的又は臨時の公共性のある直接的な活動及び大口町（大口町の外郭団体を含む。以下同じ。）が行う事業に、住民等が無報酬（費用弁償を除く。）で参加する活動。ただし、政治又は宗教に係る活動及び営利を目的とする活動は除く。
- (6) 賠償補償対象者 大口町、大口町が出資した法人又はこれに準ずる団体、団体活動を行う団体並びに団体活動の指導者及びスタッフ
- (7) 傷害補償対象者 指導者、スタッフ及び参加者
(保険契約による制度の保全)

第3条 町長は、団体活動補償制度を保全するための手段として、損害保険会社との間で第2条第6号及び第7号を被保険者とする保険契約を締結する。

(補償対象事故)

第4条 団体活動補償制度の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 賠償補償対象者が、団体活動中に他人の生命若しくは身体を害し、又は他人の財物を滅失、毀損若しくは汚損した場合において、法律上の賠償責任を負担すること（以下「賠償事故」という。）によって損害を被る事故
- (2) 傷害補償対象者が、団体活動中（指導者及びスタッフ（以下「指導者等」という。）が定めた集合出発又は解散場所及び指導者等又は参加者の住所との通常の経路の往復途上を含む。）に発生した偶然な事故、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒、熱中症又は腸管出血性大腸菌感染症（以下「傷害事故」という。）により死亡、後遺障害又は傷害を負った事故

(適用除外)

第5条 賠償事故のうち、直接であるか間接であるかを問わず、賠償補償対象者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害は、団体活動補償制度による補償は適用しないものとする。

- (1) 賠償補償対象者の故意
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。以下同じ。）、労働争議又は騒擾に起因する損害賠償責任
- (3) 地震、噴火、洪水又は地震若しくは噴火による津波に起因する損害賠償責任
- (4) 日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟に係る賠償責任
- (5) 賠償補償対象者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- (6) 賠償補償対象者が業務に従事中に被った身体傷害（傷害に起因する死亡を含む。）によって生じた賠償責任
- (7) 賠償補償対象者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

- (8) 施設の新築、改築、修理、取り壊しその他の工事に起因する賠償責任
- (9) 航空機、昇降機、自動車又は施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除く。）若しくは動物の所有、使用若しくは管理に起因する賠償責任
- (10) その他、第3条により契約した保険契約の普通保険約款並びに各種特約及び各種特約条項に定める事由によるもの

2 傷害事故のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、団体活動補償制度による補償は適用しないものとする。

- (1) 傷害補償対象者又はその法定代理人の故意若しくは重大な過失又は法令違反
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
- (3) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- (5) 傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- (6) 傷害補償対象者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車若しくは原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転している間、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で自動車等を運転している間又は麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- (7) 傷害補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失
- (8) 傷害補償対象者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置
- (9) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染による事故。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的である場合は、この限りではない。
- (10) 傷害補償対象者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見の

ないもの（当該症状の原因のいかんを問わない。）

(11) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又はその他日本国の労働災害補償法令に基づく補償部分

(12) その他、第3条により契約した保険契約の普通保険約款並びに各種特約及び各種特約条項に定める事由によるもの

（賠償事故の限度額）

第6条 賠償事故の限度額は、1回の事故につき1億円とする。ただし、生産物賠償については期間中1億円を限度とする。

（傷害事故の死亡補償金）

第7条 団体活動の傷害補償対象者が傷害事故に起因して当該事故の日から180日以内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し死亡補償金として1人につき300万円を支払うものとする。ただし、既に存在している身体障害若しくは疾病、傷害事故以外の原因による身体障害又は治療を怠ったこと等、この額を支払うことが公平でないと認められるときは、その影響がなかったときに相当する金額に調整する。

2 前項ただし書の規定は、第8条及び第9条において同様とする。

（傷害事故の後遺障害補償金）

第8条 団体活動の傷害補償対象者が傷害事故に起因して当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対し後遺障害補償金を支払うものとする。

2 後遺障害補償金は一時金とし、その額は、後遺障害の程度により300万円に保険契約に定められた割合を乗じて得た額とする。

（傷害事故の入院補償金等）

第9条 団体活動の傷害補償対象者が傷害事故に起因して負傷した場合には、その者に対し入院補償金、手術補償金又は通院補償金を支払うものとする。

2 入院補償金及び通院補償金は、入院又は通院して治療に要した日数1日につき次に掲げる額とし、入院補償金にあつては事故の日から180日を限度とし、通院補償金にあつては事故の日から180日までの間において90日を限度とする。

なお、手術補償金にあつては、手術の種類に応じて、入院補償金に保険契約に定められた倍率を乗じて得た額とする。

(1) 入院補償金 入院1日につき3,000円

(2) 通院補償金 通院1日につき2,000円

(事故報告)

第10条 団体は、団体活動中に事故が発生したときは速やかに団体活動補償制度事故報告書(様式第1。以下「事故報告書」という。)により事業所管課に報告する。ただし、補償対象者において事業所管課が不明の場合は地域協働部地域協働課に報告するものとする。

(事故の認定)

第11条 町長は、前条の事故報告書が提出された場合において、当該事故について調査し、団体活動中の事故であると認定するに当たって、事実関係を審査する必要があると認めたときは、次条に定める大口町団体活動補償制度事故判定審査委員会(以下「委員会」という。)に諮るものとする。

2 町長は、当該事故が団体活動中の事故と認定した場合には、事故報告書の写しに判定結果を記し、事故報告書提出者及び損害保険会社に通知するものとする。

3 町長は、当該事故が団体活動補償制度の対象ではないと認めたときは、事故報告書の写しに判定結果を記し、理由を付して事故報告書提出者に回答するものとする。

(委員会)

第12条 前条第1項の審査を行うため、委員会を置く。

2 委員会は、委員6人以内で組織する。

3 委員会の委員(以下「委員」という。)は次に掲げる者をもって充てる。

(1) 地域協働部長

(2) 地域協働課長

(3) 町民安全課長

(4) 環境対策室長

(5) 生涯学習課長

(6) 町内に活動の拠点を置く特定非営利活動法人の理事

- 4 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 5 委員長には地域協働部長を、副委員長には地域協働課長をもって充てる。
- 6 委員長は、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 9 委員会の庶務は、地域協働部地域協働課において処理する。
- 10 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が定める。

(補償金の請求)

第13条 賠償事故に係る補償金の請求は、賠償補償対象者と被害者との間で法律上の問題が解決した後、第3条により契約した損害保険会社（以下「引受損害保険会社」という。）に対して行うものとする。

2 傷害事故に係る補償金の請求は、死亡した者の法定相続人又は傷害補償対象者の傷害が完治した後に、町長が認めた傷害事故の補償金の支給を受けようとする傷害補償対象者が引受損害保険会社から求められた診断書その他の必要な書類を町長へ提出するものとする。

3 町長は、引受損害保険会社から求められた保険金請求書その他の必要な書類を引受損害保険会社に提出するものとする。

(その他必要事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、団体活動補償制度については、第3条により契約した保険契約に適用される約款、特約条項の規定を準用する。

附 則（平成31年3月27日 大口町告示第20号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第47号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日 大口町告示第21号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

<p>1 社会参加活動</p>	<p>防犯活動、防火・防災活動、地域清掃活動（道路・河川敷・公園・排水路・その他公共施設の清掃）、資源ごみの回収、リサイクル活動、環境保全活動、公共的な用地の草刈、交通安全活動、害虫防除・駆除の環境衛生活動、夏祭り、運動会、研修会等、地域のコミュニティ活動、及びこれらのための準備活動</p> <p>体力測定、ウォーキング、ポールウォーキング、体操、健康マージャン等の健康づくり活動及びこれらのための準備活動</p> <p>子ども会、老人クラブ、さくらメイトが行う団体活動及びこれらのための準備活動</p>
<p>2 社会奉仕・福祉活動</p>	<p>社会福祉施設における奉仕活動、在宅高齢者・障がい者のための支援活動、地域のサロン活動等、及びこれらのための準備活動</p>
<p>3 青少年育成活動</p>	<p>地域の青少年の指導育成、非行防止パトロール等の活動、PTA活動等、及びこれらのための準備活動</p>
<p>4 継続的かつ計画的な社会体育・教育活動</p>	<p>スポーツを通じたレクリエーション活動、コミュニティの醸成を目的とした文化活動等、及びこれらのための準備活動</p>
<p>5 町が主催・共催する活動</p>	<p>町主催、共催、協賛又は後援する行事等</p>

様式第1 (第10条関係)

年 月 日

大口町長 様

報告者住所 _____
報告者氏名 _____

※賠償事故加害者または傷害事故負傷者との関係
(本人・親権者・相続人・その他)
今後の連絡先 () - () - ()

大口町団体活動総合補償制度事故報告書〔賠償・傷害〕

団体活動中に事故が発生しましたので、大口町団体活動総合補償制度取扱要綱第10条(事故報告)の規定により報告します。なお、大口町団体活動総合補償制度適用の可否に関し、報告書記載の個人情報を第3条(保険契約による制度の保全)に規定する損害保険会社に提供することに同意します。

賠償事故	加害者	氏名	男・女 年齢 歳		
		住所	連絡先 () - () - ()		
	団体名				
被害者	氏名	男・女 年齢 歳			
	住所	連絡先 () - () - ()			
傷害事故	氏名	男・女 年齢 歳			
	住所	連絡先 () - () - ()			
	団体名				
活動名及び活動内容					
事故発生日		発生場所			
疾病名		治療見込期間	入院見込日間	通院見込日間	
病院名		医師名			
病院所在地	連絡先 () - () - ()				
事故発生状況	できるかぎり詳しく記載してください。				
活動の主催者	氏名	印			
	住所	連絡先 () - () - ()			
大口町確認欄	可 否 (否の理由)	年 月 日 大口町長			

※補償金の請求をする際に、診断書その他の必要書類の提出が必要となる場合があります。